

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件 訴えの追加的併合申立事件  
国側当事者・国(日本橋税務署長)  
平成21年7月29日棄却・控訴

判 決

第1事件原告兼第2事件原告(以下「原告」という。)

	A株式会社
同代表者清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	松田 知丈
同	奥山 健志
同	稲田 史子
同	藤本 知哉
同	三浦 亮太
同	小林 啓文
第1事件被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
第1事件処分行政庁	日本橋税務署長 姉崎 正栄
第1事件被告指定代理人	肥田 薫
同	中野 康典
同	沼田 渉
同	市川 和人
同	渋谷 時幸
同	佐藤 宣弘
同	茅野 純也
同	石井 正
第2事件被告	東京都
同代表者知事	石原 慎太郎
第2事件処分行政庁	東京都中央都税事務所長 桑原 正志
第2事件被告指定代理人	塩野 徹
同	丸屋 邦明

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じて、原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 第1事件

- (1) 日本橋税務署長が、原告の平成13年4月1日から同14年3月31日までの法人税について同17年3月28日付けでした欠損金額125億0048万2099円と翌期へ繰り越す欠損金0円を超える部分の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (2) 日本橋税務署長が、原告の平成14年4月1日から同15年3月31日までの法人税について同17年3月28日付けでした翌期へ繰り越す欠損金0円を超える部分の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (3) 日本橋税務署長が、原告の平成15年4月1日から同16年3月31日までの法人税について同17年3月28日付けでした翌期へ繰り越す欠損金144億7518万0294円を超える部分の更正処分を取り消す。

#### 2 第2事件

- (1) 東京都中央都税事務所長が、原告の平成13年4月1日から同14年3月31日までの法人事業税について同17年7月26日付けでした欠損金額125億0048万2099円と翌期へ繰り越す欠損金額0円を超える部分の更正処分及び過少申告加算金決定処分をいずれも取り消す。
- (2) 東京都中央都税事務所長が、原告の平成13年4月1日から同14年3月31日までの法人住民税について同17年7月26日付けでした課税標準となる法人税額0円を超える部分の更正処分を取り消す。
- (3) 東京都中央都税事務所長が、原告の平成14年4月1日から同15年3月31日までの法人事業税について同17年7月26日付けでした翌期へ繰り越す欠損金額0円を超える部分の更正処分及び過少申告加算金決定処分をいずれも取り消す。
- (4) 東京都中央都税事務所長が、原告の平成14年4月1日から同15年3月31日までの法人住民税について同17年7月26日付けでした課税標準となる法人税額0円を超える部分の更正処分を取り消す。

### 第2 事案の概要等

- 1 第1事件は、原告が、原告の元代表者が全額を出資する法人等が行った自動車レースのB（以下「B」という。）に係る事業（以下「本件B事業」という。）について、原告が上記法人に金銭を貸し付けた後、当該貸付けを含む原告の上記法人に対する債権が回収不能になったとして、その回収不能とされた額を貸倒損失として損金の額に算入した上で平成13年4月1日から同14年3月31日までの事業年度（以下「平成14年3月期」という。）の確定申告をし、同14年4月1日から同15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」という。）及び同15年4月1日から同16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月期」という。）についても、上記の会計処理を前提に課税所得金額ないし欠損金の額を算定して確定申告をしたところ、日本橋税務署長が、原告に対し、上記の貸し付けたとされる金銭は法人税額の計算上は上記法人に対する寄附金に当たるから損金の額に算入することができないとして、法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたため、その処分の取消しを求めた事案である。

第2事件は、東京都中央都税事務所長が、原告に対し、日本橋税務署長が上記の法人税の更正処分を行ったことに基づいて法人事業税及び法人住民税の更正処分並びに法人事業税に係る過

少申告加算金の決定処分をしたため、原告がその処分の取消しを求めた事案である。

## 2 関係法令の定め

(1)ア 法人税法37条（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下「旧法人税法37条」という。）2項は、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定める。

イ 旧法人税法37条6項は、寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨を、同条7項は、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、同条6項の寄附金の額に含まれるものとする旨を定める。

ウ 法人税法施行令78条（平成14年政令第271号による改正前のもの。以下同じ。）は、旧法人税法37条6項に規定する寄附金の支出は、各事業年度の所得の金額の計算については、その支払がされるまでの間、なかったものとする旨を定める。

(2)ア 租税特別措置法（以下「措置法」という。）66条の4（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。）は、国外関連者との取引に係る課税の特例を定めており、同条3項は、法人が各事業年度において支出した寄附金の額（旧法人税法37条6項に規定する寄附金の額をいい、旧法人税法37条1項の適用を受けたものを除く。）のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定める。

イ 措置法66条の4第3項に定める「国外関連者」については、同条第1項において、外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の50以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう旨定められている。

ウ 措置法施行令39条の12第1項3号（平成14年政令第271号による改正前のもの。以下同じ。）は、特定の事実が存在することにより二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係をイに記載した「特殊の関係」とする旨を定めており、同号ハは、上記の特定の事実として、当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していることを定める。

## 3 争いのない事実等（当事者間に争いがないか、又は各項の末尾に掲記した証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1)ア 原告は、昭和49年3月19日に設立され（当時の商号はA株式会社）、平成17年6月13日に現在の商号に変更した後、同月27日に解散し、現在清算中の法人である。

イ 乙は、昭和57年5月に原告の取締役就任し、平成6年10月に原告の代表取締役就任した。同人は、その後、平成17年6月13日に原告の代表取締役を退任し、同日、丙が新たな代表取締役に就任した。(甲21、乙2)

ウ(ア) C(以下「C」という。)は、乙がオランダ法に基づいて平成6年6月1日に設立された法人であるDを同11年2月17日に買収し、社名が変更されたものであり、同14年3月27日に株主総会の決議により解散した。上記の買収から解散までの間、Cの株主は、乙のみであった。

また、Cの代表者である常務取締役(Managing Director)は、上記買収直後は丁(以下「丁」という。)及び戊(以下「戊」という。)であったが、その後、平成13年5月末ころに丁はCの取締役を退任した。(甲21、乙10ないし乙15)

(イ) Cの事業内容ないし設立目的は、①産業・技術・サービス取引関連の企業の株式の取得を含め、それらの事業の経営、管理、融資及び参加、②財産、商品、権利に関する投資及び管理、③登録された財産の取得、譲渡、管理、賃貸、開発及び振興、④特許権、商標権、ライセンス、ノウハウその他の知的財産及びその他の工業所有権の開発、⑤ホテル、リゾート及びレストランの買収、振興、開発及び経営、⑥スポーツ、映画、エンターテイメントに対するスポンサー及びイベントの管理等であり、平成11年5月ないし6月ころ、アメリカ合衆国内のリゾート事業に着手した。

(2) 原告及びCは、平成11年2月3日、「債務保証契約」と題する契約(以下「本件債務保証契約」という。)を締結した。本件債務保証契約においては、①原告が、Cの借入れの担保として、原告の保有するE株式会社(以下「E」という。)の株式を差し入れるとともに、当該借入れを保証すること、②Cは、当該債務保証の対価として、Cが取得する融資金額の年間0.5パーセントに相当する債務保証手数料を原告に支払うことがそれぞれ定められた。

(3) 本件B事業について

ア Cは、平成12年10月25日、ルクセンブルクのF(現在はF。以下「F銀行」という。)から、64億2500万円の借入れ(以下「本件F銀行借入れ」という。)をした。その融資期間は2年間とされ、原告は、本件債務保証契約に基づいて、本件F銀行借入れに基づくCの債務を保証した。

また、原告は、上記保証の際、F銀行に対し、本件債務保証契約に基づいて、原告の保有するE株式130万株につき本件F銀行借入れに係るCの債務の担保として差入れ(以下「F銀行への担保提供」という。)をし、F銀行は、これらの株式に質権を設定した。

イ Cは、平成12年11月22日、アメリカ合衆国のG(以下「G銀行」という。)から、165億円の借入れ(以下「本件G銀行借入れ」といい、本件F銀行借入れと併せて「本件各借入れ」という。)をした。当該借入金の弁済期は平成13年11月22日とされ、原告は、本件債務保証契約に基づいて、本件G銀行借入れに基づくCの債務を保証した。

また、原告は、上記保証の際、G銀行に対し、本件債務保証契約に基づいて、原告の保有するE株式300万株につき本件G銀行借入れに係るCの債務の担保として差入れ(以下「G銀行への担保提供」といい、F銀行への担保提供と併せて「本件各担保提供」という。)をした。

ウ 本件B事業を実施するために次の各法人(以下「Hグループ」と総称する。)が設立された。

- (ア) I (以下「I」という。)は、リヒテンシュタインに本部を置く、同国法上の基金であり、平成12年3月から同年7月ころまでの間に同国法に基づく設立の着手が開始された。Iの主たる受益者は乙であり、丁がその管理者であった。(乙11、乙41、乙44)
- (イ) J (以下「J」という。)は、平成12年3月28日、ルクセンブルクにおいて設立された法人であり、Iがその99.89パーセントを出資している。
- (ウ) Kは、平成12年12月27日、ルクセンブルクにおいて設立された法人である。
- (エ) L (以下「L」という。)は、後記エに記載するとおり、M (以下「M」という。)により設立されJが買収した法人であり、設立日は平成11年12月13日である。(甲13の1・2)
- (オ) Nは、平成12年7月26日、英国において設立された法人であり、Jが全額出資している。

エ Jは、平成12年12月21日、Mとの間で、JがMのB及びb部門を5003万6587.76ユーロで買収するとの合意、具体的には、①Mが、bの設計、製造、改良及び最適化の事業活動を成り立たせているすべての要素等をMが設立した法人に現物出資すること、②Mと上記法人との間でB事業の展開に必要な役務の提供に関する契約を締結すること、③Jが上記法人の全株式の譲渡を受けること、④B事業に従事する従業員の労働契約を上記法人に移転することなどを内容とする合意をした。

なお、上記法人は、同月28日ころ、名称をL(L)に変更した。(甲13の1・2、甲21)

- オ Cは、平成13年1月、Iとの間で、「融資契約」と題する契約(以下「本件ローン契約」という。)を締結し、本件各借入れにより調達した合計229億2500万円を全額Iに貸し付けた。
- カ Lが開発したBレース用のエンジンは、平成13年及び同14年にBレースに参加するチームに提供された。

#### (4) 原告のCに対する資金提供について

- ア(ア) G銀行は、平成13年7月6日付けの文書により、原告に対し、G銀行への担保提供に係るE株式の株価が下落したため10万6000株の担保不足が生じたとして、同月10日までに追加の担保を提供するよう求めた。また、G銀行は、同年8月27日付けの文書により、原告に対し、87億0297万6500円の担保不足が生じているとして、同月29日までにその対応策等を提示するよう求めた。
- (イ) F銀行は、平成13年7月ないし同年8月初めころ、原告に対し、F銀行への担保提供について追加の担保を提供するよう求めた。
- イ(ア) 原告は、平成13年9月13日、F銀行の同意を得た上で、O証券会社(以下「O証券会社」という。)ロンドン支店と売買契約を締結し、同支店に対し、F銀行への担保提供に係るものを含むE株式210万株を90億5225万1000円で売却した。
- (イ) 原告は、平成13年10月24日ころ、G銀行の同意を得た上で、O証券会社から約160億円を借り入れた。その際、原告は、G銀行の同意を得て、G銀行への担保提供に係るものを含むE株式390万株を担保に差し入れた。
- ウ 原告は、Cに対し、次のとおり金銭を交付した(以下、(ア)ないし(ウ)に記載した各金銭の交付を「本件各資金提供」と総称する。本件各資金提供の法的性質の評価については当事

者間に争いがある。)。また、原告は、本件各資金提供について、原告からCへの貸付金として会計処理をした。

(ア) 平成13年9月15日

64億2500万円

同日、原告とCは、同日付けの融資契約書を作成した。同契約書においては、①原告がCに対して64億2500万円を貸し付けること、②融資開始日を同日とすること、③融資期間を融資日から1年間とすること、④利子は年4.5パーセントとすることがそれぞれ定められた。

(イ) 平成13年10月25日

160億5869万1482円

(ウ) 平成13年11月26日

4億4130万8518円

同日、原告とCは、同日付けの融資契約書を作成した。同契約書においては、①原告がCに対して165億円を貸し付けること、②上記①の165億円の「構成」は、同年10月25日提供分が160億5869万1482円(上記(イ)に相当)、同年11月26日提供分が4億4130万8518円(本(ウ)に相当)であること、③融資開始日を同日とすること、④融資期間は融資日から1年間とすること、⑤利子は年4.5パーセントとすることがそれぞれ定められた。

エ Cは、ウに記載した各金銭を原資として、F銀行及びG銀行に対し、本件各借入れに係る債務を弁済した。

- (5) 原告は、平成14年3月4日、Cとの間で、「譲渡契約」と題する契約(以下「本件譲渡契約」という。)を締結し、①Cは、原告に対する債務の一部弁済として、Cが保有する全資産を譲渡すること、②原告は、①により受領した資産の適正市場価格相当額をCの原告に対する債務の一部の弁済に充当すること、③原告は、Cに対し、②の充当後のCの原告に対するすべての債務の弁済を免除することを合意した(このうち本件各資金提供に係る債務の免除を、以下「本件債権放棄」という。)

また、原告は、次のとおり本件譲渡契約に係る会計処理をするとともに、本件譲渡契約に係る会計処理に基づいて、Cに対する債権額237億9697万7933円を「子会社整理損」として損金の額に算入し、平成14年3月期の確定申告をした。(甲1、甲10の1・2、甲21、乙6、乙34)

ア 原告のCに対する債権(貸付金・未収入金)の総額

370億3604万9184円

イ 原告がCから譲り受けた資産等の総額

132億3907万1251円

ウ 原告が弁済を免除したCに対する債権額

237億9697万7933円

- (6) 法人税に係る更正処分等の経緯

日本橋税務署長が、平成17年3月28日付けで原告に対してした、原告の平成14年3月期の法人税に係る更正処分(以下「平成14年3月期法人税更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「平成14年3月期賦課決定処分」という。)、平成15年3月期の法人税に係る更正処分(以下「平成15年3月期法人税更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「平成15年3月期賦課決定処分」といい、平成14年3月期賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。)並びに平成16年3月期の法人税に係る更正処分(以下「平成16年3月期法人税更正処分」といい、平成14年3月期法人税更正処分及び平成15年3月期法人税更正処分と併せて「本件各法人税更正処分」という。また、

本件各法人税更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各国税処分」という。)の経緯は、別表1のとおりである。(甲1ないし甲8、乙6、乙7)

(7) 法人事業税及び法人住民税に係る更正処分等の経緯

ア 原告は、平成14年3月期の法人事業税及び法人住民税について、法定の期限までに、法人事業税の課税標準となる所得金額総額を125億0048万2099円の欠損とし、法人住民税の課税標準となる法人税額を0円とする確定申告書を東京都中央都税事務所に提出した。

また、原告は、平成15年3月期分の法人事業税及び法人住民税について、法定の期限までに、法人事業税の課税標準となる所得金額総額を0円とし、法人住民税の課税標準となる法人税額を0円とする確定申告書を東京都中央都税事務所に提出した。

イ 東京都中央都税事務所長は、平成17年7月26日付けで、原告の上記平成14年3月期分の確定申告に対し、平成14年3月期分の法人事業税について、課税標準となる所得金額総額を102億9530万6000円とし、事業税額を10億3776万6800円とする更正処分(以下「平成14年3月期法人事業税更正処分」という。)及び過少申告加算金を1億5563万9900円とする決定処分(以下「平成14年3月期過少申告加算金決定処分」という。)をするとともに、平成14年3月期分の法人住民税について、課税標準となる法人税額を30億8795万1000円とし、都民税額を6億3920万5800円とする更正処分(以下「平成14年3月期法人住民税更正処分」という。)をした。

また、東京都中央都税事務所長は、同日付けで、原告の平成15年3月期分の確定申告に対し、平成15年3月期分の法人事業税について、課税標準となる所得金額総額を83億3005万9000円(うち課税標準額81億8887万1000円)とし、事業税額を8億2543万8100円とする更正処分(以下「平成15年3月期法人事業税更正処分」といい、平成14年3月期法人事業税更正処分と併せて「本件各法人事業税更正処分」という。)及び過少申告加算金を1億2379万0700円とする決定処分(以下「平成15年3月期過少申告加算金決定処分」といい、平成14年3月期過少申告加算金決定処分と併せて「本件各過少申告加算金決定処分」という。)をするとともに、平成15年3月期分の法人住民税について、課税標準となる法人税額を24億9837万7000円(うち課税標準額24億5603万1000円)とし、都民税額を5億0839万8300円とする更正処分(以下「平成15年3月期法人住民税更正処分」といい、平成14年3月期法人住民税更正処分と併せて「本件各法人住民税更正処分」という。また、本件各法人事業税更正処分、本件各過少申告加算金決定処分及び本件各法人住民税更正処分を併せて「本件各都税処分」という。)をした。(甲38、甲39)

ウ 原告は、平成17年8月22日、本件各都税処分について、東京都知事に対して審査請求を行った。しかし、東京都知事は、平成20年8月28日付けで、上記審査請求をいずれも棄却し、同年9月1日、上記審査請求の裁決書謄本が原告に送達された。

(8) 原告は、平成20年2月29日、第1事件の訴えを提起した。また、原告は、平成21年2月25日、行政事件訴訟法19条1項に基づいて、第2事件の訴えを第1事件に併合して提起した。

4 本件各国税処分の根拠及び適法性に関する第1事件被告の主張は、次のとおりである。

(1) 本件各法人税更正処分の根拠

ア 平成14年3月期

(ア) 課税所得金額 (別表2③欄) 102億9530万6881円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における欠損金額 (別表2①欄) △125億0048万2099円

上記金額は、原告が平成14年5月29日に日本橋税務署長に提出した平成14年3月期の法人税の確定申告書に記載された欠損金額である。

b 寄附金の損金不算入額 (別表2②欄) 227億9578万8980円

上記金額は、平成14年3月期における寄附金の損金不算入額230億1112万3980円(下記(a)及び(b)の金額の合計額)と平成14年3月期の法人税の確定申告書において寄附金の損金不算入額とした2億1533万5000円との差額であり、課税所得金額に加算すべき金額である。

(a) 国外関連者に対する寄附金の損金不算入額 229億2500万円

上記金額は、原告がCに対し貸付金名目で支出した寄附金の額であり、原告にとってCは措置法66条の4第1項に定める「国外関連者」に該当するから、当該寄附金の額は、同条3項及び旧法人税法37条2項の規定により、損金不算入となる。

なお、原告は、上記貸付金を含むCに対する貸付金・利息等の債権を放棄したとして、当該債権に係る損失を子会社整理損勘定に計上し、損金の額に算入している。

(b) 国外関連者に対する寄附金以外の寄附金の損金不算入額 8612万3980円

上記金額は、国外関連者(C)に対する寄附金以外の寄附金2億1546万円のうち、損金に算入されない金額8612万3980円である。

なお、上記の金額8612万3980円は、上記(a)のCに対する寄附金の額229億2500万円に、平成14年3月期の法人税の確定申告書において損金に算入した寄附金の額2億1546万円を加算した金額231億4046万円を基礎として再計算した寄附金の損金不算入額230億1112万3980円(旧法人税法37条2項)から、上記(a)の国外関連者に対する寄附金の損金不算入額229億2500万円を控除した金額である。

(イ) 課税所得金額に対する法人税額 (別表2④欄) 30億8795万1800円

上記金額は、前記(ア)の課税所得金額(国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)に法人税法66条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。(ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項(平成14年法律第79号による改正前のもの)の規定を適用した後のもの))に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額 (別表2⑤欄) 8776万1222円

上記金額は、平成14年3月期の法人税の確定申告書に記載された所得税額等である。

(エ) 納付すべき税額 (別表2⑥欄) 30億0019万0500円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を差し引いた金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 (別表2⑦欄) △8776万1222円

上記金額は、平成14年3月期の法人税の確定申告書における還付金額である。

(カ) 差引納付すべき税額 (別表2⑧欄) 30億8795万1700円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの)で、平成14年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付することとなった法人税額である。

イ 平成15年3月期

(ア) 課税所得金額 (別表3④欄) 83億3005万9757円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算し、cの金額を控除した金額である。

a 確定申告における課税所得金額 (別表3①欄) 0円

上記金額は、原告が平成15年5月28日に日本橋税務署長に提出した平成15年3月期の法人税の確定申告書に記載された課税所得金額である。

b 繰越欠損金の損金算入過大額 (別表3②欄) 93億1813万3057円

上記金額は、当期の損金の額に算入される前期の繰越欠損金がないにもかかわらず、平成15年3月期の法人税の確定申告書において損金の額に算入された繰越欠損金93億1813万3057円である。

c 事業税の損金算入額 (別表3③欄) 9億8807万3300円

上記金額は、平成14年3月期法人税更正処分により所得金額が増加したことに伴い生じた事業税の金額であり、損金の額に算入されるものである。

(イ) 課税所得金額に対する法人税額 (別表3⑤欄) 24億9837万7700円

上記金額は、前記(ア)の課税所得金額(通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)に法人税法66条(ただし、平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項の規定を適用した後のもの)に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額 (別表3⑥欄) 6224万9633円

上記金額は、平成15年3月期の法人税の確定申告書に記載された所得税額等である。

(エ) 納付すべき税額 (別表3⑦欄) 24億3612万8000円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を差し引いた金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 (別表3⑧欄) △6224万9633円

上記金額は、平成15年3月期の法人税の確定申告書における還付金額である。

(カ) 差引納付すべき税額 (別表3⑨欄) 24億9837万7600円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの)で、平成15年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付することとなった法人税額である。

ウ 平成16年3月期

(ア) 確定申告における欠損金額 (別表4①欄) △144億7518万0294円

上記金額は、原告が平成16年6月25日に日本橋税務署長に提出した平成16年3月期の法人税の確定申告書に記載された欠損金額である。

(イ) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表4②欄) 144億7518万0294円

上記金額は、翌期以降の事業年度において損金の額に算入される欠損金額である。

(2) 本件各法人税更正処分の適法性

(1)のとおり、第1事件被告が本訴において主張する、原告の平成14年3月期の課税所得金額及び納付すべき税額は102億9530万6881円及び30億0019万0500円であり、原告の平成15年3月期の法人税に係る課税所得金額及び納付すべき税額は83億3005万9757円及び24億3612万8000円であり、原告の平成16年3月期の法人税に係る翌期へ繰り越す欠損金は144億7518万0294円である。

本件各法人税更正処分における課税所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金は、上記の各金額と同額であるから、本件各法人税更正処分はいずれも適法である。

(3) 本件各賦課決定処分の根拠

ア 平成14年3月期賦課決定処分について

前記(2)で述べたとおり、平成14年3月期法人税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき法人税額30億8795万1700円(前記(1)ア(カ))については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に定める「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、平成14年3月期法人税更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき法人税額30億8795万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対して100分の10の割合(通則法65条1項に規定する割合)を乗じて算出した金額3億0879万5000円に、上記30億8795万1700円のうち期限内申告税額0円と50万円のいずれか多い金額(50万円)を超える部分の税額30億8745万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の5の割合(通則法65条2項に規定する割合)を乗じて計算した金額1億5437万2500円を加算した金額4億6316万7500円である。

イ 平成15年3月期賦課決定処分について

前記(2)で述べたとおり、平成15年3月期法人税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき法人税額24億9837万7600円(前記(1)イ(カ))については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に定める「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、平成15年3月期法人税更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき法人税額24億9837万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対して100分の10の割合(通則法65条1項に規定する割合)を乗じて算出した金額2億4983万7000円に、上記24億9837万7600円のうち期限内申告税額0円と50万円のいずれか多い金額(50万円)を超える部分の税額24億9787万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の5の割合(通則法65条2項に規定する割合)を乗じて計算した金額1億2489万3500円を加算した金額3億7473万0500円である。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性

第1事件被告が本訴において主張する平成14年3月期及び平成15年3月期の過少申告加算税の額は、前記(3)のとおり、4億6316万7500円及び3億7473万0500円

であるところ、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額は、上記の各金額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

5 本件各都税処分に関する第2事件被告の主張は、次のとおりである。

(1) ア 法人事業税の所得割の課税標準額は、原則として、法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定し、都知事は、法人税の課税標準である所得が法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得と異なることを発見したときは、所得割額を更正するものとされている。

イ また、都知事が申告又は修正申告に係る所得割額等について調査し、その結果が申告又は修正申告と異なった場合に、法人事業税の更正及び決定を行うのは、電気事業等の収入金額課税の法人、医療法人等で社会保険診療に係る所得のある法人、法人税が課されない法人又は事業税の課税事業と非課税事業を併せて行う法人等に限定されている。

(2) 法人住民税について、申告書が提出された場合において、都知事は、当該申告に係る法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額が法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したときには、これを更正するものとされている。

(3) 上記(1)及び(2)のとおり、申告書が提出された場合において、都知事が自主的に調査して法人税の課税標準となる所得等を計算して、これに基づいて更正又は決定をするのは、(1)イの場合に限られ、国の法人税の更正処分等により、法人事業税又は法人住民税の申告に係る課税標準と、更正処分等がされた後の課税標準が異なることを発見したときには、法人事業税及び法人住民税に係る更正を行わなければならない。

したがって、日本橋税務署長が平成14年3月期及び平成15年3月期の法人税の更正処分を行ったことに基づき、平成17年7月26日、東京都中央都税事務所長が原告に対して行った本件各法人事業税更正処分及び本件各法人住民税更正処分は適法なものである。また、本件各法人事業税更正処分が適法である以上、本件各法人事業税更正処分を前提として行われた本件各過少申告加算金決定処分も適法である。

6 本件の争点に関する当事者の主張

(1) 措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」該当性の判断対象となる行為（争点1）

（第1事件被告の主張）

措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」とは、法人が現実的に金銭その他の資産又は経済的利益の給付又は供与をした場合における当該給付等に係るものをいうのであり、このことは、法人税法施行令78条の規定等からも明らかである。法人が、金銭その他の資産又は経済的利益の給付又は供与をしていないのであれば、上記「寄附金」に該当するか否かを検討する必要がない。

本件において、原告は、Cに対し、本件各資金提供又は本件債権放棄により現実的に金銭その他の資産又は経済的利益を給付又は供与したのであるから、本件各資金提供又は本件債権放棄について上記「寄附金」に該当するか否かを検討すべきである。

他方、本件各担保提供は、原告が単に自己の保有するE株式を担保として提供したにすぎず、これにより金銭その他の資産又は経済的利益を現実的に給付又は供与したということはできな

い。

(原告の主張)

原告がCに対して本件各資金提供による貸付けを行った理由は、本件各担保提供時には想定されなかったE株式の株価の急速な下落に伴い、追加の担保を提供するようF銀行及びG銀行から厳しく要請され、その要請に応じられない場合には、F銀行及びG銀行が、本件各借入れに係る期限の利益を喪失させ、原告が提供した担保を実行することが予定されたためである。このような状況の下で、F銀行及びG銀行の説得が難しいと判断した原告は、追加の担保提供の要請に応じることができるだけだけのE株式を保有していなかったことから、担保として提供しているE株式が安価で担保実行されることによる損失の拡大を避けるため、やむを得ず、担保として提供しているE株式をO証券会社に貸株をして借入れをし、又は任意に売却するなどして資金を調達し、その資金をF銀行及びG銀行に対する債務の弁済に充てたものである。

以上の事実経過に照らせば、本件各資金提供による貸付けは、本件各担保提供に係る株式の担保が実行されたことと実質的に同一である。そして、担保が実行された場合、担保として提供した財産に変動が生じるところ、担保実行部分のみを取り上げて措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するか否かの判断を行うとすると、いかなる担保提供もそれが実行された時点においては無償の利益供与に該当することになるから、このような判断方法は相当でなく、飽くまで担保提供行為が上記「寄附金」に該当するか否かを問題にすべきであり、担保実行の代替手段として本件各資金提供による貸付けをした本件においても同様に解するべきである。

よって、本件各担保提供を対象として上記「寄附金」に該当するか否かを判断すべきである。第1事件被告の指摘する法人税法施行令78条等は、寄附金の申告時期に関するものであり、上記の考え方にかかわるものではない。

- (2) 本件各担保提供、本件各資金提供又は本件債権放棄により給付又は供与された金銭その他の資産又は経済的利益が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するか否か(争点2)

(第1事件被告の主張)

ア(ア) 措置法66条の4第3項は、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定する。

また、上記「国外関連者」の意義については、措置法66条の4第1項において、外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の50以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める「特殊の関係」のあるものをいう旨定められている。

さらに、措置法施行令39条の12第1項は、上記「特殊の関係」について具体的に定めており、同項3号ハにおいて、「当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していること」と定めている。

本件において、Cは、その事業活動に必要とされる資金の相当部分を原告から借り入れており、措置法施行令39条の12第1項3号ハの要件を満たすから、措置法66条の4第3項に定める原告の「国外関連者」に該当する。

(イ) 措置法66条の4第3項に定める「寄附金の額」とは、旧法人税法37条6項の「寄附金の額」をいうところ、同項の「寄附金」とは、どのような名義で支出されたか、又は法人の事業に関連性がある支出であるか否かを問わず、対価性のない金銭その他の資産又は経済的利益の給付又は供与をいうのであり、その判断に当たっては、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものであるか否かにより判断すべきである。そして、措置法66条の4第3項に規定する「寄附金」に該当するか否かについても、上記と同様の観点から判断すべきである。

イ 本件各資金提供について

(ア) 原告とCとの間には資本関係はなく、Cは乙個人が本件B事業を行うために設立した法人である一方で、原告が、本件B事業に関して受領することができる経済的利益は、本件債務保証契約に基づく債務保証手数料のみであった。

また、本件B事業は、当初から経済的に合理的な事業とはいえず、むしろ、当初から成功の見込みがほとんどなく、拠出した資金の全額ないしほぼ全額が回収不能となる可能性が極めて高い事業であり、乙や他の原告の取締役は、本件各担保提供当時、このような事情を認識し、拠出した資金の全額が回収不能になることを想定しており、拠出した資金を回収しようとする真しな意図を有していなかった。

そして、原告の取締役の一部が本件B事業の成功に対して強い懸念を抱いていたにもかかわらず、原告は、本件B事業に関する十分な審査又は調査をせず、本件各担保提供をする旨の乙の判断をそのまま受け入れて、事後的に承認した。

上記の事情からすれば、原告は、本件各担保提供の時点で、本件B事業が失敗し、Cが本件各借入れの弁済ができなくなること及びその場合に原告がCの債務を終局的に肩代わりすることになることを当初から想定しており、Cから本件各資金提供に係る資金を回収することを全く期待していなかったものといえる。このような本件各担保提供時点からの諸事情を総合して、本件各担保提供と本件各資金提供を一体として考慮すれば、原告が貸付けの形で本件各資金提供を行い、その後本件債権放棄をしたことは、実質的にみれば、Cの債務を無償で引き受けたか、又はCに対して利益供与若しくは贈与をしたものと同視することができ、通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものというべきである。

(イ) 原告は、その保有するE株式の売却によって生じた多額の売却益に係る税負担を軽減するため、Cに対して本件各資金提供を行う一方で、Cを清算することにより生じる損失、すなわち、Cの原告に対する債務を免除することによる損失を原告の損金の額に算入することを計画し、これを実行したものである。このような事情からすれば、原告は、本件各資金提供をする時点において、Cから本件各資金提供に係る弁済を受けることを予定していなかったといえるから、貸付けという形式のいかんを問わず、本件各資金提供には通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないものというべきである。

(ウ) よって、本件各資金提供に係る金銭は、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するから、本件債権放棄に係る金額を損金の額に算入することはできない。

ウ 本件債権放棄について

債権の放棄は、債務者に対する経済的利益の供与であるところ、債権の回収が不可能であるためこれを放棄する場合、又は損失を負担しなければより大きな損失を被ることが明らかであるためやむを得ず負担を行う場合等その経済的利益の供与につき経済取引として十分に首肯し得る合理的理由がある場合には、当該供与された経済的利益は、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に当たらないと解される。

しかし、原告が本件債権放棄をしたのは、そもそも、原告が、本件各担保提供当時、本件B事業がおよそ成功の見込みのある事業とはいえないことや、Cが本件各借入れに係る債務の弁済期に弁済ができず、その結果として、Cの債務を終局的に肩代わりする結果となること等の事情を認識しながら、あえて本件各担保提供を行ったことが発端である。そして、平成13年6月には乙において本件B事業が深刻な資金難にあり事業継続も危ぶまれる状態にあることを認識し、同年7月には原告の取締役が本件B事業の売却先の見通しも立たない状況であることを認識した状況の下で、原告は、あえて同年9月ないし11月にかけて本件各資金提供を行うとともに、乙は、同年9月ないし12月ころ、原告の保有するE株式の売却によって生じた多額の売却益に係る税負担を軽減するために、Cを清算し、原告のCに対する債務の免除による損失を原告の損金の額に算入することを計画して、これを実行したものである。このような本件各担保提供、本件各資金提供から本件債権放棄に至る一連の取引の経緯に照らせば、本件債権放棄は、原告自身が自ら招き、回避の努力もしなかつた当然の結果というべきであり、仮に、原告がCから本件各資金提供に係る金銭の弁済を受けることを予定していたとしても、本件債権放棄に経済取引として十分に首肯し得る合理的理由があるとはいえない。

よって、本件債権放棄に係る金額は、上記「寄附金」に該当するから、損金の額に算入することはできない。

(原告の主張)

ア 措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当する行為とは、その名義のいかんを問わず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与であるところ、上記「寄附金」に該当するためには、客観的に受贈者又は無償の利益の供与を受ける者に財産的利益を与えるものであること及び主観的に無償の意図を有していることが必要である。そして、債権の回収が不能であるためにこれを放棄する場合や、損失を負担しなければより大きな損失を被ることが明らかであるためにやむを得ず負担を行う場合等、その経済的利益等の供与等につき経済取引として十分に首肯しうる合理的理由がある場合には、当該経済的利益等は上記「寄附金」には当たらないと解される。

ここで、第三者が物上保証の形式で担保提供を行う場合に、当該担保提供が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当し得るのは、①担保提供の対価が適切な価額ではないため、適正価額との差額部分が上記「寄附金」とされる場合、②担保提供の形式を採りながらも、実質的には担保となる財産を無償で供与するものであり、担保となる財産そのものが上記「寄附金」とされる場合の2つの類型があるところ、本件においては、②の類型が問題となることから、同類型の供与について、いかなる場合に上記「寄附金」に該当するかを検討する必要がある。

イ 物上保証は、担保提供時においては債務者に対して信用を供与するものにすぎず、担保提供後に債務者が債務不履行に陥った場合に限り、担保の実行により担保として提供した財産

に関する権利が債権者に確定的に移転する。そして、担保の実行がされた場合でも、担保を提供した者は担保の実行と同時に債務者に対する求償権を取得するから、この債務者に対する求償権が実現できない場合に初めて債務者に対する経済的利益の供与があったといえる。

したがって、担保提供が債務者との関係で上記「寄附金」に該当する場合とは、担保が実行され、かつ、債務者に対する求償権の行使も債務者の無資力のために不能となるか又は著しく困難となる危険が、担保提供時点において客観的に予測されており、担保とされた資産を贈与したに等しいと評価されるような極めて例外的な場合に限られるというべきである。そして、次に述べる事情を総合すれば、本件各担保提供については、上記の危険が客観的に予測されていたとはいえないから、本件各担保提供は、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当しない。

(ア) 本件B事業は、収益を目的とした合理的な事業であった。すなわち、原告は、新規参入に対し閉鎖的なB業界に参入すること自体が既得権益としての価値を有することに着目し、Cにおいてこれを行うことに伴って、原告及び原告を含む乙グループのブランドイメージないしプレゼンスを高め、それらのアジアにおけるビジネスチャンスを拡大すること等を企画して、Cとともに長期にわたる周到な準備を行うとともに、乙の人脈を利用するなどして異例の新規参入を実現させた。また、原告は、B業界において好成績を収めた実績を有し、b開発製造のノウハウ及びそれに関する知的所有権、開発・生産スタッフの技術力等の有形無形の資産の集合体として極めて優れたMのb部門の購入に成功した。原告がCを通じてMのb部門を買収したことは、当時、Bレースに参加する唯一の独立系のエンジンメーカーとなったことを意味し、ライセンス収益又は将来の売却益等を考慮すると、採算の見込みは高かった。

結果的には、本件各担保提供当時は想定されなかった平成13年5月以降のE株式の株価の異常な急落が生じたことなどのため、資金調達に困難となり、その事業活動を維持することが不可能となったものの、上記株価の急落がなければ、F銀行及びG銀行から担保を追加提供するよう要請されることなく、再度の資金調達をすることにより、平成14年以降のBレースに係る必要資金をHグループに継続して供給することが可能であった。

(イ) 本件各担保提供は、提供した担保が実行された場合、担保を提供した原告がCに対して求償権を行使することが予定されており、通常の担保としての実態を伴うものであった。そして、仮に、提供した担保が実行されたとしても、原告は、Cがbメーカーという資産を有するIに対する貸金債権を有していたことから、最終的には、上記資産から原告のCに対する債権を回収することが可能であると考えていた。現実には、本件B事業と同様にCを利用した他の原告の事業においては、十分な債権回収がされている。

ウ 担保提供が行われ、その後、当該担保を実行する代替措置として担保が任意で処分され、債務者への貸付けに変更された場合、当該貸付けに係る金銭が上記「寄附金」に該当するのは、担保提供時点において、担保の実行を避けるため債務者への貸付けに変更せざるを得ず、かつ、債務者に対する求償権の行使が債務者の無資力のために不能となるか又は著しく困難となる危険が客観的に予測されていた場合に限られる。

本件においては、本件各担保提供当時、債務者であるCに対する求償権の行使が債務者の無資力のために不能となるか又は著しく困難となる危険が客観的に予測されていたとはいえないことは、イに述べたとおりである。

よって、仮に、本件各資金提供による貸付けに係る金銭が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するか否かが問題になり得るとしても、本件においては、上記「寄附金」に該当しない。

エ 債権放棄による経済的利益が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するのは、債権回収の可能性があり、当該債権を放棄する必要があるにもかかわらずあえて当該債権を放棄したような場合に限られる。

本件においては、丁が平成13年11月1日にIが保有する資産のすべてを第三者に対して1米ドルで売却したことにより、Iにおいて見るべき資産は何ら存在しない状況となったため、Cは、本件ローン契約に基づく債権を回収することができなくなり、原告に対する債務を弁済することができない状態に陥った。そこで、原告は、平成14年3月4日付けで、Cが当時保有していた資産により代物弁済を受けるとともに、この代物弁済によって弁済されなかった債務については、Cからの回収が明らかに不可能であったため免除することとして、本件債権放棄をしたものであり、債権回収の可能性があるにもかかわらずあえて債権放棄をしたものではない。

よって、仮に、本件債権放棄による経済的利益が上記「寄附金」に該当するか否かが問題になり得るとしても、本件においては、上記「寄附金」に該当しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

第2の3に記載した事実に加え、各項の末尾に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1)ア 原告は、昭和49年に設立されたところ、平成11年11月ころに作成された「営業部の事業別人員計画」と題する文書には、原告が当時人員を配置していた事業が記載されており、食品に直接関連しない事業としては、「海外リゾート事業」、「リゾート事業」、「音楽配信事業」、「通訳等人材派遣サービス」、「中国向輸出業務」、「教育・出版事業」、「企画事業」、「放送事業」、「セラピー事業」等の記載がある。(乙9)

イ 平成13年6月12日当時の原告の商業登記簿には、原告の事業目的として、次のような記載がある。(乙3)

「(1) 下記商品に関する販売および輸出入業

(イ) 酒類・調味料・清涼飲料水・その他の食料品およびその原材料

(ロ) 農水産物

(ハ) 合成樹脂等の石油化学製品およびその他の化学製品ならびに薬品

(ニ) 家庭用日常雑貨・衣料雑貨およびその他の雑貨類

(2) 前号に関する問屋業および代理業

(3) 調味料の製造

(4) 不動産の売買・賃貸・管理および斡旋業務

(5) 倉庫業

(6) 損害保険代理業務ならびに自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業務

(7) 航空機使用による、測量、調査、報道協力、写真撮影、飛行訓練、種・薬剤の散布、および航空機による、旅客運送、貨物運送、遊覧飛行、貸切飛行、の各事業

(8) 航空機および航空機部品の売買、賃貸、保守

- (9) 国内外の株式、債券等への投資に関する業務
- (10) 美術館の管理・運営
- (11) 前各号に付帯関連する一切の事業

ウ 平成16年ころに原告が作成した同年3月31日現在の原告の「会社概要」と題する文書には、事業目的として、「不動産の売買・賃貸・管理および斡旋業務」、「酒類・調味料・清涼飲料・その他の食品及びその原材料の販売及び輸出入業」、「倉庫業」及び「航空機運送業・航空機使用事業 その他」との記載があるとともに、原告の沿革として、「乙家の事業として、古くは寛文5年（1665年）に酒造業を起こしたのが始まりで、その後、味噌、醤油、たまりの製造に着手した。清酒「P」と「乙」ブランドの調味料類の製造販売を生業としている乙株式会社が親会社である。A株式会社（原告）は、乙家の会社である乙株式会社が保有する資産を会社分割により引き継いだ会社で、食品に関するニュービジネスを模索するシンクタンクである。さらに、関連会社として食品酒類問屋料理飲食店などを併せ持ち、製造から卸売、小売物流に至るまで活動は多岐にわたる。」との記載がある。（乙8）

(2) 平成11年2月に乙がその唯一の株主となったCの連結貸借対照表及び連結損益計算書には、Cの財務状況について、次のとおり記載がある。（乙13、乙14）

ア 平成11年12月31日現在で、資産として7267万3899米ドルを有していた一方で、970万1158米ドルの債務超過である。

イ 平成11年1月1日から同年12月31日までの期間に961万3947米ドルの損失を計上した。

ウ 平成12年1月1日から同年12月31日までの期間に1322万5463米ドルの損失を計上した。

エ 平成13年1月1日から同年12月31日までの期間に1億6047万9410米ドルの損失を計上した。

オ 平成13年12月31日現在、Cの負債の合計金額は2億8629万3825米ドルであり、そのうち、原告からの借入金額は2億7125万5160米ドルである。

(3) 本件B事業の実施に至る経緯について

ア 乙は、Cの事業につき原告との間に平成11年2月に本件債務保証契約が締結された後の同年9月ころから、Bレースに関する事業への参画を検討するようになり、同月ころ、元レーサーであるQが経営する株式会社Rに対し、ヨーロッパ各国におけるモータースポーツの現状調査等を依頼した。その際、株式会社R名義の請求書が原告宛てに発行されている。（甲21、甲22）

イ Cは、平成11年10月15日、Bレースの分野において技能、知識及び経験を有するとされるSとの間で、Bレースに関するコンサルタント契約を締結した。（甲21、甲23の1・2）

ウ 乙ないしCは、平成11年11月ころから、Mのb部門等を買収することの検討及び交渉を開始した。（甲21）

エ 乙は、本件B事業の実施主体となる法人の設立等が開始された後の平成12年6月から同年9月ころまでの間、マレーシアの自動車メーカー関係者に対し、Mのb部門の正式な買収の合意に先立って、将来的に当該b部門を売却することを打診したが、同自動車メーカー等への売却は実現しなかった。（甲21、甲25（枝番を含む。））

オ 平成12年9月ころ、「H事業計画」と題する文書が作成されているところ、同文書には、CがMのb部門を買収する旨の記載があるとともに、Cにおいて新会社H(H)社を設立し、同13年1月よりMによるB事業を移管する旨の記載がある。また、上記文書には、「2000年(平成12年)12月までにルクセンブルグにHのホールディング会社を設立する。代表はC代表乙氏」との記載がある。さらに、上記文書には、「事業計画サマリー」として、事業の収益見込みについて記載されているところ、平成13年に「パートナー」(エンジン技術供与ライセンス契約を締結する企業)との契約を締結し、同15年末にHを売却した場合を「ケース1」とし、その場合には6000万米ドルの利益が上がるとする一方、「パートナー」との契約が成立せず、同13年末にHを売却した場合を「ケース2」とし、その場合には1億2000万米ドルの損失が出る旨の記載があるが、原告に関する記載はない。なお、上記書面については、原告においてもその内容を認識していた。(甲8、甲12、乙18)

カ 乙は、Cが原告の保証及び担保提供の下に本件F銀行借入れを受けた後の平成12年11月16日、Cに係る「株主の決議」と題する文書に署名したところ、同文書には「私(乙)は、Hの活動がハイリスクであること、その投資(B活動)にはまったく利益を生まないというリスクと、またこの活動への貸付金が一銭も回収できないというリスクがあることを認める。」との記載がある。(乙47)

キ Lが開発したBレース用のエンジンは、その提供を受けてBレースに参加する車両の広告スペースの提供を受けることを対価として、平成13年にBレースに参加したチームに提供された。上記チームが使用した車両の車体には、「T」等の文字が掲示されるなどしたが、原告の商号や原告の取り扱う商品の商品名等は掲載されていない。(甲15の1・2、甲21)

#### (4) 本件B事業に関する資金調達について

ア 平成13年までの本件B事業に係る事業資金は、Cが本件各借入れにより調達した資金を、更に本件ローン契約によりIに貸し付けることにより、調達された。原告は、本件債務保証契約に基づいて本件各借入れについて保証するとともに、原告保有のE株式合計430万株をF銀行及びG銀行に担保として提供(本件各担保提供)した。(乙22、乙48ないし乙50)

イ 平成12年10月にされた本件F銀行借入れに係るF銀行への担保提供及び保証について、原告内部でりん議書による決裁がされているところ、このりん議書には、「H事業初期投資」に係る投資金額2億米ドルについて「他の投資案件に支障をきたすと思います。「優先順位」の問題となってきています。できれば、見合わせをお願いします。」との手書きの記載があり、当該メモの末尾に「U」との印影があるとともに、同りん議書の決裁欄の「常務」の欄に「A'009.21U」との印影がある。(乙18)

ウ 平成12年11月にされた本件G銀行借入れに係るG銀行への担保提供及び保証について、原告内部でりん議書による決裁がされているところ、このりん議書には、「短期間の担保提供にとどめて下さい。他の投資案件(Vホテル・Wの追加投資など確定分)に影響してきます。」との手書きの記載があり、当該メモの末尾に「U」との印影があるとともに、同りん議書の決裁欄の「常務」の欄に「A'0011.16U」との印影がある。また、上記手書きの記載の下部には、上記手書きの記載の内容が乙に伝達された旨の記載がある。

(乙22)

エ その後の平成13年1月に本件各借入れに係る資金の本件B事業での利用に関してCとIとの間で締結された本件ローン契約の契約書の「背景説明」の項目には、「(乙氏は、)この融資がハイリスクであり、回収不能の潜在性があるとのC取締役会の警告にもかかわらず、この融資を決議し指揮した。」との記載があるとともに、乙の発言ないし認識として、「私(乙)は、Hの活動はハイリスクであること、その投資(B活動)から利益が生じる保証がないこと、またこの貸付金がまったく回収不能になる可能性があることを認識している。」との引用がされている。

また、本件ローン契約の契約書の「返済可能性」の項目には、「もしIが満期において融資を返済することが財務的にできない場合、両当事者は、次の1年間での部分的返済交渉をする。しかしながら、もし、返済が更にできない場合、融資はCにより帳簿から抹消し、Iの資産としてみなされる。」との記載がある。(乙24)

(5) 本件各資金提供の経緯

ア 原告が保有するE株式の株価は、平成12年後半ころから下落し、同13年9月には、本件各担保提供当時の約2分の1に下落した。これに伴い、F銀行及びG銀行は、原告に対し、追加の担保を提供するよう要請した。(争いがない事実)

イ 平成13年4月ころから本件B事業の資金繰りが悪化し始めた。そして、丁は、同年6月1日付けで、乙に対し、同月11日までに、同14年及び同15年に実施されるBレースに関してHグループが必要とする費用1億3500万米ドルに関する銀行保証が実施される必要がある旨を記載したファクシミリ文書を送信するとともに、同13年6月16日付けで、乙に対し、上記1億3500万米ドルの調達を督促する趣旨のファクシミリ文書を送信した。(甲27の1・2、甲28、乙40、乙67、乙68)

ウ 丁は、平成13年6月23日付けで、乙に対し、同日以後、丁及びSにおいて本件B事業の買主を探す旨を記載した文書を送付した。(乙68)

エ 平成13年7月当時原告の取締役であったYは、同月、ジュネーブ及びパリに出張し、本件B事業に関するスポンサーあるいは売却先候補との交渉経過について調査した上で、原告に対し、極めて見通しのつきにくい状況である旨の報告をした。(甲29)

オ 戊は、平成13年9月10日付けで、オランダの公認会計士・税理士であるXに対し、Hグループが本件ローン契約に基づく債務の弁済ができない状態であることや、原告が担保として提供したE株式を売却し、売却により得られる利益を利用して、原告の損失として本件ローン契約に基づく債務を損金処理をする所存である旨を記載したファクシミリ文書を送信した。(乙55)

カ F銀行への担保提供に係るE株式の売却及び本件各資金提供等が開始された後の平成13年10月、原告内部において、E株式売却に伴う税金の支払につきCの清算を含めて検討が行われた。(乙57)

キ Lは、平成13年11月5日、支払停止に陥り、同月14日には、ベルサイユ商事裁判所に対し、フランス法に基づく倒産手続の適用申請を行った。(争いのない事実)

ク 平成13年11月20日、原告の取締役会が開催されたところ、E株式の売却益を含めた約190億円の当期利益に対する税金への対処について監査役から質問がされた。これに対し、担当取締役が、「メディアラグや経常損失などの確定している約100億円に、Cを使

った方策を加える方向で検討しております。」との発言をした。(乙59)

ケ Y及び原告の担当者であったZは、平成13年11月29日から同年12月5日までの間、ジュネーブ出張して丁及び戊と面談し、原告のCに対する債権の回収や、本件ローン契約に基づく債権の処理等について協議した。(甲16、甲17、甲21)

コ Cに対する本件各資金提供が終了した後の平成13年12月25日、原告の取締役会が開催されたところ、E株式の売却益が生じたことを受けて同年11月までの当期利益の累計が192億0900万円となり、翌年5月における平成14年3月期の法人税の確定申告の在り方が原告の経営上の大きな問題となっていたことを踏まえ、E株式の売却益に対する税金を「オフセットできるかは、いつわかるのか」について監査役から質問がされた。これに対し、担当取締役が、顧問税理士であったa税理士からCの清算等について賛同を得ていることや、Cで約200億円の損失を計上する予定である旨の発言をした。(甲1、乙60)

サ 戊は、平成14年1月11日付けの書簡で、乙に対し、丁がIの保有資産のすべてを第三者に1米ドルで売却した旨を連絡した。また、Cの「2001年度年次報告書」と題する文書にも、平成13年11月1日にIの全資産が1米ドルで売却された旨の記載がある。(甲21、乙14、乙61)

(6) 本件債権放棄について

ア 平成14年2月20日、原告の取締役会が開催され、Cの原告に対する債務について、Cが清算する方向であるとして、その保有する資産により代物弁済をするよう請求するとともに、その残債務について弁済を免除することが承認された。(甲18)

イ 平成14年3月4日、本件譲渡契約が締結されたところ、原告は、Cに対する貸付金及び未収入金が合計370億3604万9184円である一方で、本件譲渡契約により原告がCから代物弁済を受けた資産は合計132億3907万1251円であり、その差額である237億9697万7933円の弁済を免除したとして、その旨の会計処理を行った。(乙34)

(7)ア Yは、平成16年12月17日、東京国税局職員による事情聴取を受けたところ、「T事業(本件B事業)について、Cとして、事業の状況・資産状態等の報告はどのように受けていたのですか。」との問いに対し、「口頭での連絡を受けていた。財務上の報告を書面により報告するように要求していた。ただし、書面ではきていなかった。」と回答した。なお、Yは、上記のものを含む聴取内容を記載した聴取書について、「内容に間違いはないが会社の承認がなければサインはできない」として、署名押印をしなかった。(乙39)

イ Zは、平成16年12月17日、東京国税局職員による事情聴取を受けたところ、「Cの資金調達を2000年11月ころまでやっていたが、CとTの契約がどうなっていたかきちんとした内容は確認していなかった。」と説明した。また、「T事業(本件B事業)については、Cとして、事業の状況・資産状態等の報告はどのように受けていたのですか。」との問いに対し、「最初からしつこく求めていたが、そこから先がどうなっていたか12月から1月のスタート時点から数字がまだ確定していないということで受け取っていない。」と回答した。なお、Zは、上記のものを含む聴取内容を記載した聴取書について、「十分な説明ができず、あいまいなところもあるため、署名できない」として、署名押印をしなかった。(乙40)

2 争点1(措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」該当性の判断

対象となる行為) について

- (1) 措置法66条の4第3項は、同規定の適用の対象につき「法人が各事業年度において支出した寄附金」との文言を用いており、また、同項及び旧法人税法37条6項は、いずれも、一定金額を超える寄附金の額の損金の額への不算入を定める旧法人税法37条2項の規定を前提にしていると解されるところ、同項が「内国法人が各事業年度において支出した寄附金」との文言を用いていることや、法人税法施行令78条が、旧法人税法37条6項に規定する寄附金の支出は、各事業年度の所得の金額の計算については、その支払がされるまでの間、なかったものとする旨を定めることにより、未払寄附金の損金算入を認めていないことなどからすれば、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するものとしてその額の損金の額への算入の可否が問題となるのは、法人が、現実に金銭その他の資産又は経済的利益を給付又は供与した場合に係るものであるというべきである。

そして、第2の3に記載したとおり、本件各担保提供は、原告がその保有するE株式をCの債務を担保するために金融機関に提供したにすぎず、Cに対するE株式の保有に係る権利の移転を伴うものではないから、これをもって、Cに対して現実に金銭その他の資産又は経済的利益を給付又は供与した場合に当たると評価することはできない。

よって、本件各資金提供及び本件債権放棄に係る金銭又は経済的利益について上記「寄附金」に該当するか否かを検討する際に本件各担保提供がされた経緯等を勘案することはあり得るとしても、本件各担保提供がされたことをもって、上記「寄附金」に該当するか否かを論ずることについては、その前提を欠くものというべきである。以上と異なる原告の主張は、採用することができない。

- (2) 他方、本件各資金提供及び本件債権放棄は、いずれも、第2の3に記載したとおり、Cに対して現実に金銭を給付し又は経済的利益を供与したものであるから、これらに係る金銭又は経済的利益は、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当する可能性があるものである。そこで、本件各資金提供及び本件債権放棄に係る金銭又は経済的利益について上記「寄附金」に該当するか否かを3において検討する。

3 争点2 (本件各資金提供又は本件債権放棄により給付又は供与された金銭その他の資産又は経済的利益が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するか否か) について

- (1) ア 措置法66条の4第3項は、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨定める。そして、上記「寄附金の額」とは、旧法人税法37条6項に規定する寄附金の額をいうところ、同項は、「寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(中略)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする」旨を規定している。

ここで、法人税法が一定金額を超える寄附金の額の損金不算入の制度を設けているのは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金の額に算入するとすれば、国の財政収入の確保を阻害するばかりではなく、寄附金の出えんによる法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当でないことから、これを是正することにあると解される。他方

で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、当該支出が費用の性質を有するか、又は利益処分の性質を有するかを客観的に判定することは困難であるため、法人税法は、行政的便宜及び公平の維持の観点から、統一的な損金算入限度額を設け、寄附金のうちその限度額の範囲内の金額を費用として損金の額に算入することを認め、それを超える部分の金額を損金の額に算入しないことにしたものと解される。

以上のような一定金額を超える寄附金の額の損金不算入の制度の趣旨並びに旧法人税法37条6項及び7項の規定の内容からすれば、旧法人税法37条6項に定める「寄附金」とは、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与をいうものと解するべきであり、ここにいう「経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与」とは、金銭その他の資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常のエconomic取引として是認することができる合理的理由が存在しないものを指すと解するのが相当である。

イ 本件において、Cは、1(2)オ、同(4)ア、第2の3(2)並びに同(3)ア及びイに記載したとおり、その事業活動に必要とされる資金の相当部分を原告の保証を受けて調達するか又は原告から借り入れており、措置法施行令39条の12第1項3号ハの要件を満たすから、措置法66条の4に定める原告の「国外関連者」に該当する。そこで、アに述べたところを前提に、本件各資金提供に係る金銭について措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するか否かについて検討する。

まず、第2の3(1)ウ(ア)に記載したとおり、原告がCの株式を保有していなかったことからすれば、Cがその事業活動により損失を計上したとしても、そのことのみにより原告が直ちに損失を被る関係にはなかったというべきである。

また、1及び第2の3に記載したところからすれば、①原告が、本件B事業に関して直接に得ることが可能であった金銭その他の資産又は経済的利益は、本件債務保証契約に基づく債務保証手数料のみであるところ、同手数料が現実にCから原告に支払われたことをうかがわせる証拠はないこと、②本件B事業は、原告が平成11年又はそれ以前に行っていた事業活動と直接関連するとはいい難いことに加え、Cを含むHグループによる本件B事業が原告の事業活動に及ぼす効果は、本件において原告の主張するところによっても、事実上のものであり、かつ、間接的にそれが及ぶ可能性があるというものにとどまっていたことを考慮すると、原告が本件B事業に関与することで上記債務保証手数料以外の金銭その他の資産又は経済的利益を得ることが近い将来において具体的に見込まれるということが出来るような状況にあったとは認め難いこと、③原告が本件B事業に関連する調査費用の請求を受けていた事実はあったものの(1(3)ア参照)、それ以上に、原告が本件B事業の企画及び実施に主体的に関与していたことをうかがわせる客観的証拠は見当たらず、かえって、原告の取締役及び担当者の東京国税局職員に対する供述からは、原告の取締役及び担当者が本件B事業の実施状況の詳細を把握していなかったことが認められる(1(7)参照)。加えて、1(3)オに記載した平成12年9月ころ当時のHグループの事業計画においても、Cが多額の損失を被る相応の危険があるものとされており、1(3)カ及び(4)に記載した事実によれば、原告は、本件各担保提供当時、このような危険があることを十分に認識していたものと認められる。これらの事情を総合すると、本件各担保提供は、専らCにおいてその事業活動に必要な資金

を調達する上での便宜を図ることを企図してされたものであり、これにより原告において金銭その他の資産又は経済的利益を実質的に得ることが期待されていたわけではないことが推認される。なお、1(7)に記載したように、上記の各供述に係る聴取書については、対象となった者の署名等がないが、これらがされなかった事情に照らすと、上記のように認定判断することが妨げられるとはいえない。

その上で、原告が平成13年9月15日から同年11月26日の間にCに対して本件各資金提供をするに至ったことについては、Cによる本件各借入れについて原告がしていた本件各担保提供に係るE株式の株価が低下し、同年7月に入ってから本件各借入れの貸主から担保を追加して提供するよう求められ、一方、借主であるCを含むHグループにおいては、そのころには既に平成14年以降の本件B事業の実施に必要な資金調達が困難な状況に陥っており、他方、本件B事業を第三者に売却する確たる見通しも立っておらず、本件各借入れに係る債務の弁済を見込むことができる状況にはなかったもので、原告においては、このような状況を受けて、原告の資産を構成するE株式を保全し、又はそれを売却するに当たって可能な限り有利な内容でこれをするという動機もあったものと推認することができる。

ところで、Cについては、本件B事業以外の事業も行っており、本件各借入れに係る債務が金融機関との関係で整理された後にそれらの事業を継続していくことについて困難となるような事情が存在したことをうかがわせる証拠ないし事情は格別見当たらないところである。しかしながら、当時の原告代表者である乙は、Cの唯一の株主でもあったところ、①Cの常務取締役であった戊は、本件各資金提供がされる直前の時期に、原告が損失を負担することにより本件ローン契約に基づくCの債務の処理をすることが検討されていたことをうかがわせる文書を作成していること、②本件各資金提供がされていた期間中に、原告内部においてCの清算が検討されていること、③本件各資金提供がされた時期とほぼ同時期の原告の取締役会においても、Cの清算等について意見交換がされていることのほか、④原告の取締役が、本件各資金提供がされた直後の時期に丁や戊と面談し、原告のCに対する債権の回収について協議をしている事実は認められるものの、それ以外に、本件各資金提供に係る金銭についての具体的な弁済計画等が検討されたことをうかがわせる証拠はなく、本件各資金提供につきCから原告に対して利息の支払がされたことをうかがわせる証拠もないこと、⑤本件各資金提供の際に作成された融資契約書において1年後と定められた弁済期が到来する半年程度前に本件債権放棄が行われるとともに、Cが清算されているところ、本件各資金提供を受けて本件各借入れに係る債務を弁済した後のCの事業について、直ちに清算をしなければならない事情が新たに生じたことをうかがわせる証拠はなく、かえって、1(5)及び(6)に記載した事実によれば、Cの清算に当たっては、原告の税務処理の都合が相当程度考慮されていたと推認されることなどを併せ考慮すれば、本件各資金提供を行うに当たり、原告としては、近い将来にCが清算に入る可能性があることを予測しており、Cから本件各資金提供に係る利息の支払及び金銭の返還を受けることを想定していなかったものと推認される。

以上の事実関係によれば、本件各資金提供は、形式的には消費貸借契約に基づく金銭の交付であったとしても、その実質は、Cに対して金銭を対価なく移転するものであり、かつ、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在しないといふべきである。

ウ よって、本件各資金提供に係る金銭は、措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項により損金の額に算入することができない「寄附金」に該当するというべきである。

(2)ア なお、原告は、本件各担保提供に係る資産又は経済的利益のみが措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当し得るものであることを前提に、本件各担保提供に係る資産又は経済的利益が上記「寄附金」に該当しない旨を主張するが、上記主張がその前提を欠くことは、2に述べたとおりである。

イ 次に、原告は、担保が提供された後に、当該担保を実行する代替措置として、担保を任意に処分した上で債務者への貸付けに変更した場合、当該貸付けに係る金銭が措置法66条の4第3項及び旧法人税法37条6項に定める「寄附金」に該当するのは、当該担保を提供した時点において、担保の設定によって担保の実行を避けるため債務者に対する貸付けとせざるを得ず、かつ、債務者に対する貸付債権の行使も債務者の無資力のために不能となるか又は著しく困難となる危険が客観的に予測されている場合に限り得るとした上で、本件においては、このような危険が客観的に予測されていなかったと主張する。

しかし、上記貸付けに係る金銭が上記「寄附金」に該当するか否かの判断に当たり原告が主張するような事情を考慮することが否定されないにしても、そのような事情がある場合に限りて上記「寄附金」に該当すると解する根拠は見だし難い。また、(1)イに述べたところによれば、原告は、提供した担保が実行されるとともに、Cに対する求償権の行使も困難となる可能性があることを認識した上で本件各担保提供をしたものと認められるから、原告の上記主張によっても、本件各資金提供に係る金銭は、上記「寄附金」に該当するといえる。

ウ また、原告は、本件各資金提供による貸付けをした理由は、担保として提供したE株式の株価が下落し、これにより担保が実行されることに伴う経済的損失を軽減することにあつた旨を主張する。しかし、本件各資金提供の原因となった本件各担保提供は、(1)イに述べたとおり、専らCの事業活動に必要な資金を調達する上での便宜を図ることを企図するものであることや、イに述べたとおり、原告は、本件各担保提供当時、提供した担保が実行されるとともに、Cに対する求償権の行使も困難となる可能性があることを認識していたことからすれば、原告が主張するような事情があつたからといって、本件各資金提供がCに対して金銭を無償で給付又は供与するものに当たらないとはいえない。そして、仮に、本件各資金提供に通常の経済取引として是認することができる合理的理由があるか否かを判断するにつき上記の事情を考慮し得るとしても、(1)イに述べたとおり、本件各資金提供を行うに当たり、原告としては、近い将来にCが清算に入る可能性があることを予測しており、Cから本件各資金提供に係る利息の支払及び金銭の返還を受けることを想定していなかったことなどを考慮すれば、本件債権放棄に通常の経済取引として是認することができる合理的理由が存在するとはいえないから、いずれにしても原告の上記主張を採用することはできない。

#### 4 本件各処分の適法性について

##### (1) 本件各法人税更正処分の適法性

2及び3に述べたところに加え、証拠(甲1ないし甲6)及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成14年3月期の法人税に係る課税所得金額及び納付すべき税額はそれぞれ102億9530万6881円及び30億0019万0500円であり、原告の平成15年3月期の法人税に係る課税所得金額及び納付すべき税額はそれぞれ83億3005万9757円及び24億3612万8000円であり、原告の平成16年3月期の法人税に係る翌期へ繰り越す欠損

金の額は144億7518万0294円であると認められ、本件各法人税更正処分における課税所得金額、納付すべき金額及び翌期へ繰り越す欠損金の額と同額であると認められるから、本件各法人税更正処分は適法である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

ア (1)に述べたとおり、平成14年3月期法人税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき法人税額30億8795万1700円については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。したがって、平成14年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき法人税額30億8795万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合（通則法65条1項に規定する割合）を乗じて算出した金額3億0879万5000円に、上記30億8795万1700円のうち期限内申告税額0円と50万円のいずれか多い金額（50万円）を超える部分の税額30億8745万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合（通則法65条2項に規定する割合）を乗じて計算した金額1億5437万2500円を加算した金額4億6316万7500円であると認められ、この額は平成14年3月期賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、平成14年3月期賦課決定処分は適法である。

イ また、(1)に述べたとおり、平成15年3月期法人税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき法人税額24億9837万7600円については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。したがって、平成15年3月期法人税更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、原告が新たに納付すべき法人税額24億9837万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合（通則法65条1項に規定する割合）を乗じて算出した金額2億4983万7000円に、上記24億9837万7600円のうち期限内申告税額0円と50万円のいずれか多い金額（50万円）を超える部分の税額24億9787万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合（通則法65条2項に規定する割合）を乗じて計算した金額1億2489万3500円を加算した金額3億7473万0500円であると認められ、この額は平成15年3月期賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、平成15年3月期賦課決定処分は適法である。

(3) 本件各法人事業税更正処分及び本件各法人都民税更正処分の適法性

ア 法人事業税の所得割の課税標準額は、原則として、法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定し（平成14年3月期につき平成14年法律第80号による改正前の地方税法72条の14、平成15年3月期につき平成15年法律第9号による改正前の地方税法72条の14）、都知事は、法人税の課税標準である所得が法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得と異なることを発見したときは、所得割額を更正するものとされている（平成19年法律第4号による改正前の地方税法72条の39第1項、平成18年法律第53号による改正前の地方税法1条2項）。

イ 次に、法人住民税について申告書が提出された場合において、都知事は、当該申告に係る法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額が法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したときには、これを更正するものとされている（平成19年法律第4号による改正前の地方税法55条1項、同改正前の地方税法321条の11第1項、同改正前の地方税法734条2項及び3項）。

ウ そして、(1)に述べたとおり、本件各法人税更正処分は適法であるところ、証拠（甲38、甲39）及び弁論の全趣旨によれば、これにより原告が納付すべき法人事業税及び法人住民税の額は、平成14年3月期についてそれぞれ10億3776万6800円及び6億3920万5800円であり、平成15年3月期についてそれぞれ8億2543万8100円及び5億0839万8300円であると認められ、本件各法人事業税更正処分及び本件各法人住民税更正処分において原告が納付すべきとされた法人事業税及び法人住民税の額は同額であると認められるから、本件各法人事業税更正処分及び本件各法人住民税更正処分は適法である。

#### (4) 本件各過少申告加算金決定処分の適法性

ア (3)で述べたとおり、平成14年3月期法人事業税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき10億3776万6800円については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、地方税法72条の46第1項（平成18年法律第7号による改正前のもの。以下同じ。）が規定する「正当な事由」があるとは認められない。

したがって、平成14年3月期法人事業税更正処分に伴って賦課される過少申告加算金の額は、原告が新たに納付すべき法人事業税額10億3776万6800円（ただし、地方税法20条の4の2第2項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合（地方税法72条の46第1項が規定する割合）を乗じて算出した金額1億0377万6600円に、上記10億3776万6800円のうち期限内申告税額0円と50万円のいずれか多い金額（50万円）を超える部分の税額10億3726万6000円（ただし、地方税法20条の4の2第2項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合（地方税法72条の46第1項が規定する割合）を乗じて計算した金額5186万3300円を加算した金額1億5563万9900円である。そして、この金額は、平成14年3月期過少申告加算金決定処分における過少申告加算金と同額であるから、平成14年3月期過少申告加算金決定処分は適法である。

イ (3)で述べたとおり、平成15年3月期法人事業税更正処分は適法であるところ、その結果、原告が新たに納付すべき8億2543万8100円については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、地方税法72条の46第1項が規定する「正当な事由」があるとは認められない。

したがって、平成15年3月期法人事業税更正処分に伴って賦課される過少申告加算金の額は、原告が新たに納付すべき法人事業税額8億2543万8000円（ただし、地方税法20条の4の2第2項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合（地方税法72条の46第1項が規定する割合）を乗じて算出した金額8254万3800円に、上記8億2543万8000円のうち期限内申告税額0

円と50万円のいずれか多い金額（50万円）を超える部分の税額8億2493万8000円（ただし、地方税法20条の4の2第2項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合（地方税法72条の46第1項が規定する割合）を乗じて計算した金額4124万6900円を加算した金額1億2379万0700円である。そして、この金額は、平成15年3月期過少申告加算金決定処分における過少申告加算金と同額であるから、平成15年3月期過少申告加算金決定処分は適法である。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 衣斐 瑞穂

裁判官 中島 朋宏

## 本件各処分の経緯

平成14年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税額
確定申告	平成14年5月29日	△12,500,482,099	△87,761,222	12,500,482,099	—
更正処分等	平成17年3月28日	10,295,306,881	3,000,190,500	0	463,167,500
異議申立て	平成17年5月20日	△12,500,482,099	△87,761,222	12,500,482,099	—
異議決定	平成18年3月15日	棄却			
審査請求	平成18年4月14日	△12,500,482,099	△87,761,222	12,500,482,099	—
裁決	平成19年9月4日	棄却			

平成15年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税額
確定申告	平成15年5月28日	外 9,318,133,057 0	△62,249,633	3,182,349,042	—
更正処分等	平成17年3月28日	8,330,059,757	2,436,128,000	0	374,730,500
異議申立て	平成17年5月20日	外 9,318,133,057 0	△62,249,633	3,182,349,042	—
異議決定	平成18年3月15日	棄却			
審査請求	平成18年4月14日	外 9,318,133,057 0	△62,249,633	3,182,349,042	—
裁決	平成19年9月4日	棄却			

平成16年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税額
確定申告	平成16年6月25日	△14,475,180,294	△20,093,055	17,657,529,336	—
更正処分等	平成17年3月28日	△14,475,180,294	△20,093,055	14,475,180,294	—
異議申立て	平成17年5月20日	△14,475,180,294	△20,093,055	17,657,529,336	—
異議決定	平成18年3月15日	棄却			
審査請求	平成18年4月14日	△14,475,180,294	△20,093,055	17,657,529,336	—
裁決	平成19年9月4日	棄却			

(注) 1 「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄の△印は、それぞれ欠損金額及び所得税額等の還付金額を示す。

2 「所得金額」欄の外書は、繰越欠損金の当期控除額を示す。

別表 2

平成 14 年 3 月期

(単位：円)

項目			金額
1 課税所得金額	確定申告における欠損金額	①	△12,500,482,099
	寄附金の損金不算入額	②	22,795,788,980
	課税所得 (①+②)	③	10,295,306,881
2	課税所得金額に対する法人税額	④	3,087,951,800
3	法人税額から控除される所得税額	⑤	87,761,222
4	納付すべき税額 (④-⑤)	⑥	3,000,190,500
5	既に納付の確定した本税額	⑦	△87,761,222
6	差引納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	3,087,951,700

別表 3

平成 15 年 3 月期

(単位：円)

項目			金額
1 課税所得金額	確定申告における課税所得金額	①	0
	繰越欠損金の損金算入過大額	②	9,318,133,057
	事業税の損金算入額	③	988,073,300
	課税所得 (①+②-③)	④	8,330,059,757
2	課税所得金額に対する法人税額	⑤	2,498,377,700
3	法人税額から控除される所得税額	⑥	62,249,633
4	納付すべき税額 (⑤-⑥)	⑦	2,436,128,000
5	既に納付の確定した本税額	⑧	△62,249,633
6	差引納付すべき税額 (⑦-⑧)	⑨	2,498,377,600

別表 4

平成 16 年 3 月期

(単位：円)

項目		金額
1	確定申告における欠損金額	① △14,475,180,294
2	翌期へ繰り越す欠損金	② 14,475,180,294